第二十一条に次の一項を加える。

3　前二項の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

第四十五条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第四十五条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号（商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。）をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第四十五条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第四十九条の表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則第三条第一項中「及び新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第六条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第三十六条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。）をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第三十六条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第四十条の表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則第三条第一項中「及び新規則第四十条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（建設機械登記規則の一部改正）

第七条　建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、同項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、この限りでない。

第三十一条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、同項の書面に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。）をも記載したときは、この限りでない。

第三十一条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、同項の書面に当該代理人の会社法人等番号をも記載したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第三十五条の表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則第三条第一項中「及び新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第八条　不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び新規則第十二条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第九条　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八号まで」の下に「、第三十七条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年十一月二日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた登記、筆界特定、抵当証券交付、抵当証券の記載の変更及び鉱害賠償の登録の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第三十七条の二及び第四十四条第二項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定、第二条の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二条（同令第五十三条において準用する場合を含む。）の規定、第三条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定、第四条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第五条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にされた不動産登記規則第十六条第一項又は第八十八条第一項の申出については、なお従前の例による。